

就労継続支援事業(雇用型)

【利用者】

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者(利用開始時、65歳未満の者)

就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

【サービス内容等】

通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援。

一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能。

多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能。

利用期間の制限なし。

【人員配置】

サービス管理責任者

職業指導員 等

10:1以上

【報酬単価(案)】

460単位 (定員40人以下)

(主な加算(1日につき))

+

就労移行支援体制加算:26単位 等

一般就労へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の5%以上いる場合